

入札参加者各位

平成 28 年 1 月 2 5 日
品川区経理課契約係

専任を必要とする主任技術者の兼務の取扱いについて

品川区が発注する工事で、専任を必要とする主任技術者の兼務について、以下のとおり実施しますのでお知らせいたします。

1. 兼務を認める条件

次の全ての条件を満たす場合に、合計2件まで専任を要する主任技術者の兼務を認めることとします。ただし、監理技術者には適用しません。

- (1) 工事の対象となる工作物に一体性もしくは連続性が認められる工事または工事の施工に当たり相互に調整を要する工事であること。(別紙参照)
なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や、工事の相当の部分を同一の下請け業者で施行する場合等も含まれると判断して差し支えありません。
- (2) 現場代理人と主任技術者を兼ねていないこと。
- (3) いずれも、品川区が発注した工事であること。
- (4) いずれも、工事現場が品川区内であること。
- (5) 対象は、元請の主任技術者とする。
- (6) 案件公表時に「兼務可」を明示している工事であること。

2. 兼務を認めない場合

次のいずれかに該当する場合は、兼務を認めません。

- (1) 兼務を認める条件を全て満たしていない場合。
- (2) 「専任を必要とする主任技術者の兼務申請書」を提出しない場合。
- (3) 前年度または当該年度における工事成績評価に60点未満の評価がある場合。
- (4) 発注者または発注部署の所属長が、工事の適正な施工に支障があると判断した場合。

3. 兼務申請等の手続

兼務を希望する場合は、「専任を必要とする主任技術者の兼務申請書(様式1)」(以下「兼務申請書」という。)を、次のとおり提出する等の手続を行ってください。

(1) 参加申込書受付終了まで

兼務を希望する案件がある場合には、「参加申込書」と「兼務申請書」を電子調達システムまたは持参により提出してください。この時の兼務申請書には主管部署の確認印は必要ありません。

(2) 既に履行中の工事がある場合

既に履行中の工事がある場合、その工事が非専任工事であっても、参加申込案件が「兼務可」の場合、兼務申請書提出の対象となるため「兼務申請書」を提出してください。

(3) 申込終了日から入札締切日まで

兼務希望者は、兼務申請書の主管部署の確認印を受けた原本を経理課契約係担当者へ持参または郵送により提出してください。

4. 適用時期

平成28年2月1日以降に公告開始する工事について適用します。

○ 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事とは、工事に含まれる主な工作物が同種類のものとする。

（例えば、舗装（仮復旧を除く。）、下水道施設、コンクリート構造物、土工（切盛土）、電気設備、給排水設備など）

○ 工事施工に当たり相互に調整を要する工事とは、

- a) 工事用道路（施設の出入口等も含む。）を共有しており、工程調整が必要な工事
- b) 現場発生土等を流用し調整が必要な工事
- c) 交通規制が必要で相互に影響があり調整が必要な工事
- d) 同一の河川又は同一の敷地施設の工事
（例えば、公園、住宅、学校など）
- e) 資材の調達を一括で行う工事
などとする。